

住まいの耐震診断・耐震改修工事

近年頻発する大地震から身を守るためには、住宅の耐震化が重要となります。

白山市では、地域の安全を守るための耐震化に必要な耐震診断や耐震改修工事に対しての助成を行っています。

■耐震診断事業制度（簡易耐震診断）

簡易耐震診断の特徴

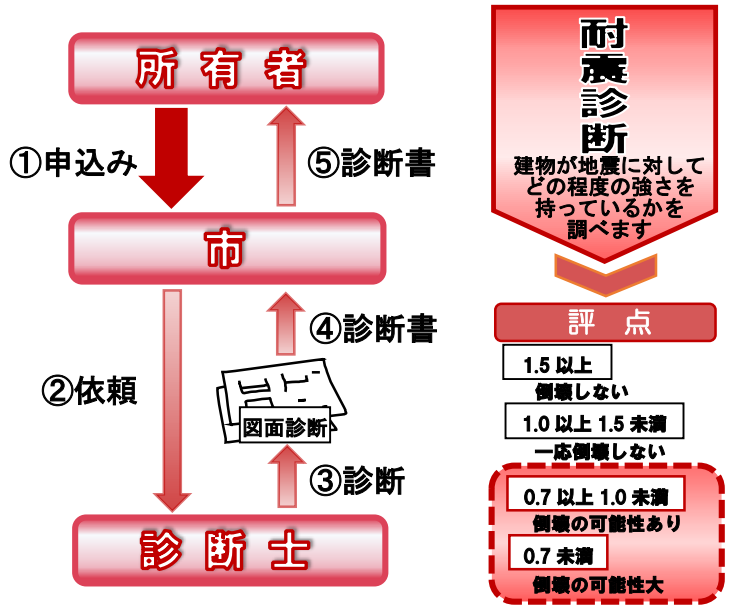
- 自己負担なし ※
- 現地調査なし ※
- 市から診断士に依頼

※一部要件を満たした場合

対象となるもの

- 自己所有の木造の住宅
- 市税等の滞納がない
- 昭和56年5月31日以前に建築
- 現況図面がある

※現況図面がなく調査が必要な場合は、自己負担5,000円となります。



■耐震改修工事の補助制度

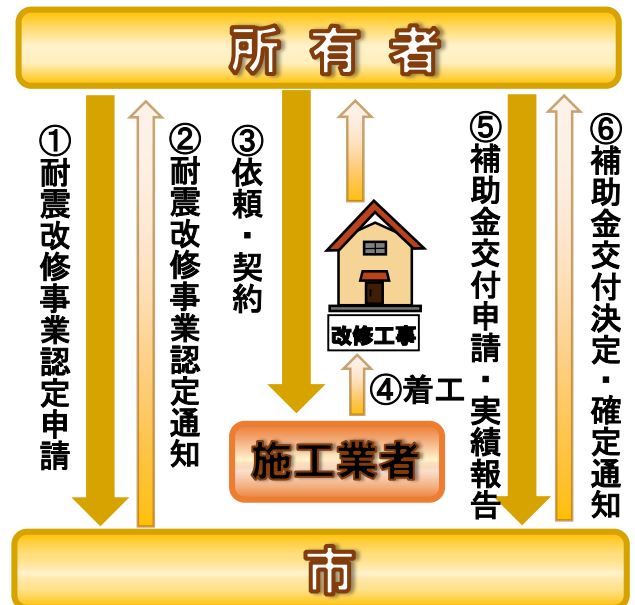
耐震改修工事の特徴

- 耐震費用の10/10補助(限度あり)
- 木造住宅に限る
- 昭和56年5月31日以前に建築

対象となるもの

- 所有者（親子等含む。）又は居住者（いずれも予定者含む。）
- 市税等の滞納がない
- 限度額150万円

なお、耐震改修工事には、精密診断が必要です。精密診断に対する補助はありません。



お問い合わせ

白山市建設部建築住宅課 ☎ 274-9561